

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	5-2	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	47	不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務停止命令、業務禁止(役員 への就任禁止)命令及び公表	
(処分基準)						
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)						
第47条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條の規定に違反し若しくは前條第一項各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同項の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、二年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その役務提供事業者又は販売業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。						
2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人(役務提供事業者若しくは販売業者又はその役員若しくはその使用人(当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。))が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。						
3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。						
(権限委任)						
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)						
(都道府県が処理する事務)						
第68条(省略)						
○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)						
(都道府県が処理する事務)						
第42条(省略)						